

【 投資信託ご購入に際してのご注意 】

- 投資信託は預金ではありません。また当行が元本を保証するものではありません。
 - 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、ご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
 - 投資信託は、国内外の株式や債券などを投資対象にしますので、組入れた株式や債券等の価格の下落、発行会社の倒産、為替変動等によりお受取金額が投資元本を下回ることがあります。また、分配金は増減したり、支払われないことがあります。
 - 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
 - 投資信託の代表的な手数料等は以下の通りです。これらの手数料等はファンド・申込金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各ファンドの手数料等の詳細は契約締結前交付書面（最新の目論見書および補完書面）でご確認ください。
- ①お申込時： 申込手数料がかかるファンドがあります。申込手数料には消費税がかかります。
 - ②運用期間中： 運用管理費用（信託報酬・管理報酬等）が日々信託財産から差し引かれます。また、その他監査報酬・有価証券売買時の売買委託手数料・組入れ資産の保管費用等の諸費用等が差し引かれます。
 - ③換金時： 信託財産留保額・換金手数料がかかるファンドがあります。
- 投資信託の換金には日数がかかります。さらに、投資信託によっては、換金に制限があるものがあります。
 - 投資信託は当行がお申込のお取扱いを行い、投資信託委託会社が運用を行います。
 - 投資信託は金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。
 - 当資料は当行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
 - 投資信託のご購入の際は、当行担当者より「契約締結前交付書面(最新の目論見書および補完書面)」を交付し、商品内容・リスク・費用等についてご説明させていただきます。内容をご理解のうえ、ご自身でご判断ください。
 - 「契約締結前交付書面(最新の目論見書および補完書面)」は、当行の本・支店などの窓口にてご用意しています。